

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の申請について

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入が大幅な減少となり、経済的に困難な状況に陥っている学生を緊急に支援するため、文部科学省において「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』が創設されました。

1. 支給対象者

学部生、大学院生で「2. 支給対象者の要件（基準）」に該当する学生（留学生及び休学中の学生を含みます）

[文部科学省 申請の手引き](#)（PDF）を熟読の上、申込をしてください。

2. 支給対象者の要件（基準）

本事業は、（1）家庭から自立してアルバイト収入等で学費を賄っており、（2）新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していること、（3）既存の支援制度を利用しても学費等の支出が困難である学生を対象としています。

具体的には、以下の①～⑥を全て満たす学生（留学生については、①～⑤及び⑦を全て満たす学生）を対象としています。

（1）家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること

- ① 家庭から多額の仕送りを受けていない
- ② 原則として自宅外で生活をしている
- ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④ 家庭の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない

（2）新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、その収入が大幅に減少していること

- ⑤ アルバイト収入が大幅に減少している（前月比の50%以上減少）

（3）既存の支援制度との連携を図り、長期的な視点から「学びの継続」の確保を図っていること

- ⑥ 既存の支援制度を活用しており、以下のいずれかの条件を満たすこと
 - 1）高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）の第Ⅰ区分（住民税非課税世帯）の受給者
 - 2）新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分（住民税非課税世帯に準ずる世帯）の受給者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）を限度額まで利用している学生または利用を予定している学生
 - 3）新制度に申込みをしている学生であって、第一種奨学金（無利子奨学金）を限度額まで利用している学生または利用を予定している学生
 - 4）新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）を限度額まで利用している学生または利用を予定している学生
 - 5）要件を満たさないため新制度または第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している学生

⑦ **留学生について**は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要です（文部科学省「外国人留学生学習奨励費」と同様です）。

- 1) 学業成績が優秀であること（前年度の成績評価係数が 2.30 以上であること）
※GPA の計算方法は「[留学生ハンドブック](#)（p.18）」にあるので、各自計算して申し込んでください。
- 2) 1 か月の出席率が 8 割以上であること
- 3) 仕送りが平均月額 90,000 円以下であること（入学金・授業料等は含まない）
- 4) 在日している扶養者の年収が 500 万円未満であること

3. 支給金額

住民税非課税世帯の学生 20 万円
上記以外の学生 10 万円

※新制度の第 I 区分受給者でないまたは申請中の学生で、住民税非課税世帯の場合は、必ず父母等の生計維持者にかかる住民税非課税証明書を提出してください。

4. 申請方法

LINE にて申請を受け付けます（本学は郵送による申請は受け付けません）。

- ① 「申請の手引き」を熟読し、申請に必要な書類等を準備する。
- ② 「[LINE 申請用ページ](#)」にアクセスする。
- ③ 必要事項を入力、添付し送信する。

※申請にあたっては以下の動画（文部科学省作成）も参考ください。

【LINE 申請案内動画】

<https://youtu.be/I1n5tiDzQx4>

5. 支給要件を満たすことを証明する書類

[文部科学省 申請の手引き](#) (PDF)

※7 ページの表「支給要件を満たすことを証明する書類」を確認してください。

※支給要件を満たすことを証明する書類は、文部科学省の LINE を活用したオンライン申請画面（以下申請画面）にて画像ファイルを提出してください。

※**申請画面にて（任意）となっている場合でも、できる限り証明書類を添付してください。添付書類が確認できない場合は、推薦の優先順位が下がることがあります。**

6. 申請期日

申込締切 6 月 10 日（水） 17 : 00

申請期日までに、文部科学省の LINE を活用したオンライン申請（本申請）を完了してください。

なお、文部科学省より追加受付の連絡があった場合には、後日、大学ホームページ及び学内メールでお知らせします。ただし、申し込みができるのは 1 人 1 回のみです。

7. 支給方法

給付の決定については、日本学生支援機構からの学生本人名義の口座への振り込みをもって支給決定の通知となります。大学では給付の結果についてお答えできませんのでご了承ください。

8. 留意事項

- ・文部科学省から各大学に推薦枠が配分されるため、申請者全員が給付対象になるとは限りません。
- ・申請書類に基づき支給要件を満たしているかを確認し、本事業の趣旨を踏まえ、総合的に判断します。選考内容についてのお問い合わせはお答えしかねますので、予めご了承ください。
- ・申請書類に不備があった場合は確認に時間を要する可能性がありますので、早めの申請をお願いします。
- ・虚偽の申請があった場合は、給付金の返還を求められることがあります。事実に基づいて申請してください。

9. 問い合わせ先

東京富士大学 学生支援部

gakusei@fuji.ac.jp 03-3362-2252(9時～16時半)

<参考>

[文部科学省ホームページ：「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』](#)

以 上